



コミュニティだより



発行 登米市吉田公民館

TEL:0220-55-2124

(指定管理者 吉田コミュニティ運営協議会) FAX:0220-55-4528

吉田コミュニティ運営協議会



新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。吉田地区の皆様方におかれましては、穏やかな新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。昨年中は、公民館事業、コミュニティ事業に対しまして多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

今年度も、地域課題の解決や、公民館活動など、皆様方の期待に応えてまいりたいと存じます。本年もご支援、ご協力をお願い申し上げます。

吉田コミュニティ運営協議会 会長 菅原直行



年末年始休館日のお知らせ

吉田公民館・吉田体育館

12月29日(日)～1月3日(金)まで

※12月28日(土)と1月4日(土)は、午後5時15分閉館となります。

1月5日(日)から通常通り開館いたします。

善王寺コミュニティセンター

12月28日(土)～1月4日(土)まで



--吉田女性サークル

今回の移動研修会は皆さんお土産でご存じの、岩手県の銘菓「かもめの玉子」工場見学。かもめの玉子の生立ちや出来上がり、出荷迄の流れについて説明を受け、出来立てのお菓子を頬張り笑顔満開。その後は、「かもめテラス」でさいとう製菓の多彩な商品を見ながらお土産を沢山買い求めていました。

昼食はガガニコ食堂。大船渡の食材満載の海鮮丼でお腹も心も満腹で楽しい一日でした。



キッズサークル 第6回楽習会(11月23日)

今回は岩手県方面への移動楽習会。『かもめの郷お菓子ファクトリー』で、かもめの玉子が出来るまでを見学してきました。朝焼き立てのチョココーティングをする前のかもめの玉子の試食もあり、楽級生は大喜びでした(*^-^*) その後、昼食を食べて『かもめテラス』で、限られたお小遣いで家族へのお土産を選んでいました。計算機持参の楽級生もいましたよ!(^~!) 最後は『陸前高田市立博物館』に行き海と貝のミュージアムを見学。ぬいぐるみの釣りや塗り絵などもあり、楽しんで見学していました(^~♪



吉田陶芸教室 第2回学習会(11月27日)

東和焼瑞樹窯 笠政彦氏を講師に迎え、学習会を開催。今回は11名の学級生が作品作りに挑戦!! 前回に引き続き、先生の手を借りながら花瓶や食器など思い思いの作品を作りました。途中で世間話をしながら、和気あいあいと楽しそうに作成しあっという間に終了。「焼き上がりが楽しみだね。」と話す学級生の皆さん。私たちも皆さんの作品が、どのように焼き上がってくるか楽しみです(*^-^*)



イルミネーション点灯式(12月5日)

今年度も、佐々木電業さん(豊里町)と区長さん方にご協力いただき、公民館壁側はストレート電球で華やかに、事務所前はフォトスポットになるように可愛く飾り付けをしていただきました。

点灯式には、昨年度より倍以上の約40名の方が参加。「5、4、3、2、1!」の合図で点灯しました。点灯後は、家族や友達とポーズを決め写真撮影をしている方々もいました(*^-^*)



歴史講座「温故知新」 第4回学習会（12月6日）

古代東北の中心であった陸奥国府多賀城が創建されて1300年。多賀城の役割や展開、古代の都や登米郡との関りを模索しながら歴史を学ぶ。を目的に学級生36名の参加。

バスの中での渥美前館長の事前学習で始まり、東北歴史博物館、多賀城文化センターを研究員や学芸員の方の説明を聞きながら展示物を巡って来ました。参加者からは、個人で来てもわからない事ばかりだが、この講座では理解しやすく参加して良かったと感想を頂きました。



吉田写真教室 第5回学習会（12月11日）

松島三大橋を巡りながらの写真撮影会を開催しました。講師の守屋博氏にポイント等を教えていただきながら、撮影スタート！！

良い新年を迎えられるように、渡月橋で“悪縁を切り”、福浦橋で“出会いを引き寄せ” 透かし橋で“良縁を結び”、円通院で“良縁を祈祷”しながら撮影してきました📷 素敵な写真がたくさん撮れて大満足の学習会となりました(^_^)



ホームメイドクッキング 第5回学習会（12月13日）

今回は米山総合支所の管理栄養士阿部裕也氏に、筋肉量を維持するために必要なたんぱく質についてお話、簡単レシピを教えてくださいました。たんぱく質は体に蓄積できないので、毎食取入れることを意識して健康に留意して下さい。

調理実習は上野先生の指導で、お家にある食材で簡単タンドリーチキン他5品。加藤館長と一足早いクリスマス料理に学級生は大満足。



空き家問題理解促進事業 ④



【1】そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態

・建物の破損や不朽、門や看板など倒壊の危険はありませんか？

【2】著しく衛生上有害となる恐れがある状態

・汚物の異臭、ゴミの放置による害獣などが繁殖し衛生上有害となる恐れはありませんか？

【3】適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

・建物に汚物や落書き、立木の繁殖、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態になっていませんか？

【4】その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

・立木が近隣に散乱、動物の鳴き声や糞尿の臭気、不審者の侵入や、雪落の危険性など近隣住民の生活に悪影響を及ぼしている状態になっていませんか？

特定空き家の行く末

